

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度南区デマンド交通システム等支援業務
発 注 課	まちづくり政策局総合交通計画部地域交通担当課
選 定 事 業 者	AGHトヨタ札幌株式会社
<p style="text-align: center;">随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>本業務は、運転手不足の深刻化等によりバス路線の維持が困難となっている中、バス事業者が特定のバス路線をデマンド型運行へ転換し、効率的な運行により路線の維持を目指す取組を支援することを目的に、バス事業者に対してA Iデマンド交通システム及び予約受付体制（以下、「システム等」という）の支援を行うものであり、南区デマンド交通については、株式会社じょうてつに対して、支援を行っているところである。</p> <p>当該デマンド交通は、令和7年8月末をもって実証運行を終了し、令和7年9月から本格運行へ移行することについて、札幌市公共交通協議会地域公共交通会議南区部会で協議が調ったところである。</p> <p>他方で、札幌市が運行している手稲区デマンド交通についても令和7年4月から本格運行へ移行し、当該業者からシステム等の提供を受けているところである。</p> <p>札幌市内で運行している両デマンド交通において、同一のシステム等を活用することにより、より効率的な運行を行うことができ、運用面においても柔軟な対応が期待できる。</p> <p>また、株式会社じょうてつより、令和8年4月からは自社でシステム等を調達するよう準備している旨の申出があり、この際には当該業者への発注を念頭においているとのことであった。</p> <p>このため、利用者が継続して安定的なサービスを楽しむためには、当該業者のシステム等を切れ目なく提供するべきであると考えます。</p> <p>これらのことを考慮すると、本業務を履行できる業者は、当該業者のみである。</p> <p>以上の事由から、当該業者を本契約の相手方として選定する。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和7年8月18日